

伊根町オーバーツーリズム対策協議会規約

(目的)

第1条 本協議会は、伊根町における観光来訪の過度の集中等により生じる交通・駐車、混雑・滞留、生活環境、景観・文化資源の保全、観光マナー等の課題について、住民、観光関係団体、事業者、行政等が情報を共有し、現状把握を踏まえた対策案を取りまとめ、町へ提案することにより、住民生活の質と観光の質の両立を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会の名称は「伊根町オーバーツーリズム対策協議会」(以下「協議会」という。)とする。

(位置付け)

第3条 協議会は、町が実施する施策の検討に資するため、関係者の知見及び現場情報を集約し、合議により対策案を提案するための意見交換・提案組織とする。

(対象区域・対象事項)

第4条 協議会は、伊根町内の観光影響が生じる区域及び関連する交通導線を対象とし、季節、曜日、時間帯等の特性を踏まえて検討する。

(基本方針)

第5条 協議会は、次の基本方針に基づき活動する。

1. 住民生活(安全、移動、静穏)への影響低減を重視すること
2. 受入容量(キャパシティ)の考え方にに基づき、現場運用(交通誘導・駐車場・滞留・マナー)の改善を重視すること
3. 調査結果、苦情、現場所見等の事実に基づき、対策案を検討すること
4. 必要な情報は分かりやすく整理し、関係者間の共有を徹底すること
5. 対策案は実現可能性(実施主体、手順、費用、体制)を意識して取りまとめること

(所掌事項)

第6条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

1. 現状把握調査(交通量・駐車場・滞留・マナー、苦情等)の報告を受け、課題を整理すること
2. 課題の優先順位付け(緊急性、影響、実行可能性等)を行うこと
3. 対策案(実施主体、運用方法、周知、必要物品、概算等を含む)を検討し、町へ提案すること
4. 重点期間(繁忙期等)の運用に関する改善案を検討し、町へ提案すること
5. 対策実施後の状況(苦情、現場、KPI等)の報告を受け、改善案を町へ提案すること
6. その他、目的達成に必要な事項

(成果物)

第7条 協議会は、必要に応じ次の成果物(案)を取りまとめ、町へ提案する。

1. 年度の重点課題整理及び対策案
2. 重点期間運用計画に関する提案
3. 効果検証(振り返り)に基づく改善提案
4. 来訪者・事業者向け行動ルール/周知文案に関する提案

(構成員)

第8条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

1. 伊根町（事務局）
2. 観光協会
3. 商工会
4. 観光関連事業者（宿泊、飲食、物販、体験等）
5. 交通関係者（バス、海上タクシー、船舶等）
6. 地区代表（自治会等）
7. 学識経験者
8. 必要に応じて、道路管理者、警察、消防、学校、その他関係機関（オブザーバー）

第9条 事務局は、必要に応じて関係機関、有識者等をオブザーバーとして会議に招へいできる。

（会議の運営）

第10条 協議会は、全体会議により運営する。分科会は設置しない。

（開催）

第11条 会議は、事務局が必要に応じて開催する。開催回数は、年度の課題及び重点期間の状況に応じて定める。

（進行）

第12条 会議の進行は事務局が行う。事務局は、議題の設定、資料の準備、議事の整理を行い、円滑な意見交換と提案の取りまとめに努める。

（合議及び提案の取りまとめ）

第13条 協議会は、対策案等について、出席構成員の意見を踏まえ、可能な限り一致点を見出す方法により合議を行う。

- 2 合議に至った対策案は、事務局が「提案書（案）」として整理し、構成員に共有の上、町へ提出する。
- 3 合議に至らない論点がある場合は、少数意見、留保事項、今後の検討課題を併記して町へ報告する。
- 4 協議会の合議は、町に対する提案を形成するものであり、町の施策決定を拘束するものではない。

（議事録）

第14条 事務局は議事録を作成し、構成員に共有する。

（資料の取扱い）

第15条 会議資料は原則として構成員に共有する。配布範囲や公開の可否は、個人情報、営業秘密、治安・安全上の配慮等を踏まえ、事務局が定める。

（公開）

第16条 会議は原則公開とする。ただし、個人情報、営業秘密、治安・安全上の支障等がある場合は、事務局の判断により全部又は一部を非公開とすることができる。

（事務局）

第17条 協議会の事務局は伊根町（担当課）に置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を行う。
 1. 会議の開催準備、議題設定、資料作成、議事録作成、連絡調整
 2. 調査結果、苦情・要望等の情報の集約、整理、会議への報告
 3. 対策案等の提案書（案）の取りまとめ及び町への提出
 4. 重点期間の連絡体制・情報共有の補助（必要に応じて）

5. その他、協議会運営に必要な事項

3 事務局は、必要に応じて協議会運営の一部を外部に委託できる。

(守秘義務)

第18条 構成員は、協議会で知り得た非公開情報（個人情報、営業情報、セキュリティ情報等）を、協議会の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 個人情報は関係法令及び町の規程に従い適切に取り扱う。

(経費)

第20条 協議会の運営に要する経費は、町予算、補助金その他の収入をもって充てる。

2 構成員の出席に係る報償等の支給の有無及び取扱いは、町の規程及び別に定める取扱いによる。

(規約の改正)

第21条 本規約の改正は、事務局が構成員の意見を聴いた上で案を作成し、協議会に諮ったうえで行う。

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

本規約は令和〇年〇月〇日から施行する。